

## 公共ふ頭における危険物取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市港湾施設条例施行規則(昭和32年規則第31号)第6条の規定に基づく許可のうち、危険物の許可について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱で「公共ふ頭」とは、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第2条第1項に定める港湾施設のうち、係船岸壁、棧橋及び物揚場をいう。

2 この要綱で「危険物」とは、港則法(昭和23年法律第174号)第21条第2項に定める危険物をいう。

### (公共ふ頭の名称・位置)

第3条 危険物の荷役をすることができる公共ふ頭の名称及び位置は、別表のとおりとする。

### (荷役許可)

第4条 前条の公共ふ頭において危険物の荷役をしようとする者は、当該行為の3日前までに別紙様式の危険物荷役許可申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

### (許可基準)

第5条 市長は、前条の許可の申請が次の各号の一に該当すると認める場合は

許可しない。

(1) 施設の位置、規模、構造、使用状況、当該危険物の量その他一切の事情を考慮し、安全確保について適切な措置を講ずることが出来ないとき。

(2) 港湾振興対策上支障があるとき。

2 市長は、爆発物及び放射性物質等については許可しない（川崎コンテナ岸壁を使用する場合を除く）。

3 市長は、危険物を積載する船舶の係留のみを目的とする公共ふ頭の使用許可申請については、許可しない。

#### （遵守事項）

第6条 危険物の荷役をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 危険物を取扱う場所においては、喫煙をし又は火気を取扱わないこと。

(2) 前号の場所に喫煙、火気の手扱い及び関係者以外の立ち入りを禁止する旨の表示をするとともに、関係者以外の者が立ち入らないよう柵及び警備員を配置し安全の確保に万全を期すこと。

(3) 危険物に適合する消火器材を用意すること。

(4) 危険物の取扱いに資格、免許を要する場合は、有資格者又は免許取得者を立ち合わせ取扱作業の指導、監督をさせること。

(5) 日光の直射又は温度の上昇により爆発又は発火の恐れのある危険物については、危険防止上の適切な措置を講ずること。

(6) 危険物の取扱いには適合する用具を使用し、容器及び包装を損傷する恐れのあるものは使用しないこと。

- (7) 転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏えい等により危険を生ずる恐れがないようにすること。
- (8) 危険物を積載しているはしけは、荷役時間を除き係留しないこと。
- (9) 危険物の取扱いは、午前8時30分から午後5時00分までの間に行うこと（川崎コンテナ岸壁を使用する場合を除く）。
- (10) 取扱い作業の開始及び終了の際は、直ちに報告すること。
- (11) その他関係法令の規定や関係行政庁及び係員の指示に従うこと。

（許可の取消し）

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 許可の申請に不正があったとき。
- (2) 前条の遵守事項に違背したとき。
- (3) 公益上その他市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、昭和59年 8月1日から施行する。

この要綱は、平成 8年 1月1日から施行する。

この要綱は、平成 8年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成 9年10月1日から施行する。

この要綱は、平成 16年10月1日から施行する。

## 別 表

## 係船岸壁及び棧橋

名 称	位 置	延 長	幅	水 深
川崎コナ1号岸壁	川崎区東扇島92番地先	431 m	20 m	-14 m
千鳥町1号係船岸壁	川崎区千鳥町27番地先塩浜運河側	120 m	15 m	-7.3 m
千鳥町2号係船棧橋	川崎区千鳥町27番地先塩浜運河側	171 m	15 m	-9 m
千鳥町3号係船棧橋	川崎区千鳥町27番地先塩浜運河側	190 m	15 m	-10 m
千鳥町4号係船岸壁	川崎区千鳥町27番地先塩浜運河側	220 m	15 m	-10 m
千鳥町5号係船棧橋	川崎区千鳥町9番1地先塩浜運河側	211 m	25 m	-10 m
千鳥町6号係船棧橋	川崎区千鳥町9番1地先京浜運河側	209 m	25 m	-10 m
千鳥町7号係船棧橋	川崎区千鳥町9番1地先京浜運河側	180 m	25 m	-10 m
東扇島1号岸壁	川崎区東扇島32番1	185 m	20 m	-10 m
東扇島2号岸壁	川崎区東扇島32番2	185 m	20 m	-10 m
東扇島3号岸壁	川崎区東扇島32番2	240 m	20 m	-12 m
東扇島4号岸壁	川崎区東扇島32番3	240 m	20 m	-12 m
東扇島5号岸壁	川崎区東扇島32番3	240 m	20 m	-12 m
東扇島6号岸壁	川崎区東扇島32番3地先	240 m	20 m	-12 m
東扇島7号岸壁	川崎区東扇島32番3地先	240 m	20 m	-12 m
東扇島8号岸壁	川崎区東扇島32番3地先	240 m	20 m	-12 m
東扇島9号岸壁	川崎区東扇島32番3地先	240 m	20 m	-12 m
東扇島21号岸壁	川崎区東扇島10番1地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島22号岸壁	川崎区東扇島10番1地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島23号岸壁	川崎区東扇島10番1地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島24号岸壁	川崎区東扇島12番1地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島25号岸壁	川崎区東扇島12番1地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島26号岸壁	川崎区東扇島12番1地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島27号岸壁	川崎区東扇島12番1地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島28号岸壁	川崎区東扇島12番2地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島29号岸壁	川崎区東扇島12番2地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島30号岸壁	川崎区東扇島12番2地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m
東扇島31号岸壁	川崎区東扇島12番2地先京浜運河側	130 m	22 m	-7.5 m

## 物揚場

名 称	位 置	延 長	幅	水 深
千鳥町ABC物揚場	川崎区千鳥町27番地先塩浜運河側	331.45 m	10 m	-4.5 m
千鳥町北西物揚場	川崎区千鳥町1番地及び20番地先塩	298 m	10 m	-4 ~ -2.5 m
千鳥町北物揚場	川崎区千鳥町3番地先千鳥運河側	155.5 m	9 m	-2 m
末広物揚場	川崎区小島町6番地の5多摩運河側	148 m	10 m	-3 m